

教育庁施設課等一般競争入札参加資格審査委員会設置要領

(目的)

第1条 沖縄県教育庁施設課等において実施する一般競争入札参加者の資格要件等の確認等をおこなうため、教育庁施設課等一般競争入札参加資格委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「沖縄県教育庁一般競争入札参加資格審査委員会設置要領(以下「教育庁要領」という。)第2条第1項に基づき、「沖縄県教育庁一般競争入札参加資格審査委員会(以下「教育庁委員会」という。)が審議を行う一般競争入札以外の一般競争入札について審議するものとする。

2 委員会は教育庁要領第2条に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は施設課長、施設課技術調整監、施設課企画財産班長、施設課営繕班長及び当該工事の主管課長をもって組織する。

2 委員長は、施設課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、施設課技術調整監がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、当該工事の主管課が行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。